

平成27年度から 新たに始まる・さらに充実する 葛巻町独自の子育て支援事業

☎健康福祉課 ☎66-2111 内線152

妊婦さんを支援します！ マタニティライフサポート金を交付（5万円）

出産前に必要な物品の購入費や妊婦健診時の交通費など、出産前の生活を支援するため、マタニティライフサポート金5万円を交付します。

- ▶対象者 4月1日現在、町内に住所があり、実際に町内で生活している妊婦。なお、4月2日以降に妊娠された方は随時、申請を受け付けます。
- ▶手続き方法 対象者には、町から申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、健康福祉課へ提出してください。

医療費無料化を高校生まで拡大（8月～）

子どもの医療費無料の対象者は、平成26年度までは中学生まででしたが、8月から高校生までに拡大します。

手続きについては、7月に対象生徒の保護者に個別にお知らせします。

くずまキッズ予防接種事業の助成額を拡大

1つの予防接種ワクチンが完了するまでにかかる自己負担が、3,000円未満となるよう助成額をさらに拡大します。

- ▶対象ワクチン ロタテック、ロタリックス、B型肝炎、おたふくかぜ、水ぼうそう、麻しん風しん、インフルエンザ
- ▶詳しくは、27ページをご覧ください。

放課後児童保育を6年生まで拡大

放課後児童保育の利用を、これまでの小学校3年生までから、6年生までに拡大します。夏休みや冬休みなど、学校の長期休業の間のみ利用することも可能です。

放課後児童保育の利用についてのご相談は、各保育園および児童館で随時受け付けます。

子育て支援ガイドブック作成

町の子育てに関する情報を分かりやすくお伝えするガイドブックを作成し、全ての子育て家庭に配布します（10月予定）。妊婦や乳幼児の各種健診や保育サービスなど町のお知らせのほか、スポーツ少年団や、各種習い事ができる教室など、民間の子育て情報も集約して提供します。

保育料の無料化を継続（年長児・第3子以降）

保育園における年長児と第3子以降の保育料の無料化を継続します。



4月からさらに充実 子育て支援

子育て中の親子が気軽に集い、遊びに来る「子育てサロン」。毎週火曜日、保健センターで開催しています。子ども同士で遊んだり、子育て中のお母さんがおしゃべりを楽しんだり、親子共にたくさんの友達の輪が広がります。いつでもお気軽に遊びに来てください。

安心して生み、子育て・子育てが楽しいまちを目指します

新たな子育て支援計画 その内容は？

町では、平成27年度から31年度までの5年間の子育て支援計画を定めました。

子育ての主体と責任は、保護者と家庭にあります。地域社会や学校、職場など、子どもと家庭を取り巻く環境全てが、子どもたちの成長に深い関わりを持っています。

新たな計画では、「安心して生み、子育て・子育てが楽しいまち くずまき」を基本理念に、保護者や家庭のみならず、地域社会全体で子育てを支援し、子どもたちが心身ともに健やかに成長していく町を目指します。計画では、次の点を基本的姿勢としています。

- 1 子育て支援は、子どもたちの利益を最優先とします。
- 2 家庭の子育てや親子の関わりを重視し、親子がともに成長する取り組みを推進します。
- 3 保育や幼児教育など、質の高いサービスを提供します。
- 4 子育てを、家庭のみならず、地域社会全体で支えます。
- 5 育児困難を抱える家庭に、きめ細やかな支援をします。
- 6 町の特性を活かした葛巻らしい子育て支援を推進します。

この姿勢のもとで、さまざまな子育て支援を推進していくためには、家庭、地域、学校、職場などの連携が欠かせません。町の将来を担う子どもたちが、心豊かにたくましく育っていくよう、地域の皆さんのご協力をお願いいたします。

親子の絆を大切に

保育サービスが充実する一方で、子どもが家庭で過ごす時間や、親子のふれあいの時間が減少する傾向があります。また、幼児期からテレビやゲームが子どもたちの遊びの中心になりつつあります。

町では、親子の絆の大切さや、家庭教育の必要性を再認識するための研修会などを、PTAや保護者団体と連携して実施します。また、スポーツや体験学習、自然とのふれあいなど、親子参加型の事業や行事をより一層推進します。

国の新制度がスタート 保育園制度が変わります

4月から、国の「子ども子育て

支援新制度」がスタートします。これまで、保育園の利用は、「家庭での保育に欠ける」かが判断の基準でした。新制度では、下表のとおり、家庭のニーズに応じて子どもを3つの区分に分類し、町から「認定」を受け、保育園を利用することになります。なお、この制度改正により、利用手続きなどに変更はありませんが、現在利用している保育のサービスは従前どおり変わらず利用できます。

新たな保育園の利用者区分

1号認定	満3歳以上で、保育を必要としない家庭（認定子ども園）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労などにより、保育を必要とする家庭（保育園）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労などにより、保育を必要とする家庭（保育園）